

第29回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成28年11月29日(火) 午後1時30分から午後3時50分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 13人
会長 8番 福村 正見
会長職務代理 5番 中井 悟
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆
3番 向山 博 6番 安田 伸二
7番 親谷 隆 9番 高山 重人
11番 柳谷 要 12番 近藤 一祝
13番 天水さとい 14番 小川 秋人
15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 10番 西元 道啓
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 議案第1号 現況証明願いについて
第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画の決定について
第8 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく登記の囑託について
第9 報告第2号 平成28年度後志地方農業委員会連合会視察研修について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 伊藤 真澄
農地係長 上仙 知巳

7 会議の概要

事務局
(伊藤局長)

ただ今から第29回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
最初に、福村会長からご挨拶を申し上げます。

福村会長

大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。
例年になく冬将軍が早いのかなというふうに思っております。本格的な冬を迎えて、インフルエンザ等も流行っているような状況ですので、風邪には気を付けていただいて、今年も残すところ1か月ということでございますけれども、昨日、一昨日、農協改革等、皆さん新聞等でご存じかと思っておりますけれども、私にしてみれば推進会議が全て悪いのではなく、安倍内閣の姿勢と言いますか、どこまで農協改革、農業を苦しめるのかと思っておりますけれども、TPP協定はアメリカのトランプさんはやめたと言うことも含めてありますけれども、だからと言って日本が主導権を握ってどんどん進むということにはならないと思っておりますけれども、国がどのように進めていくのか皆さんと注意をしながら見ていきたいと思っております。早速でございますけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

事務局
(伊藤局長)

ただいまの出席委員は、13名です。
定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
なお、欠席の申し出が西元委員からありました。
議事の進行を福村会長にお願いいたします。

議 長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程にしたがって進めて参ります。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、11番 柳谷委員と12番 近藤委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。</p> <p>第28回の総会以降の諸般について、報告いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後志地方農業委員会連合会視察研修 ・ 第2回蘭越町再生可能エネルギー推進協議会 ・ 第13回札幌地区蘭越ふるさと交流会 ・ 町長へ農業委員の増員要請
議 長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1からNO2について、調査員からご報告お願いいたします。</p>
5番 (中井委員)	<p>番号1番2番について、関連がございますので一緒に説明させていただきます。先般、私と柳谷委員、岩間委員と現地を確認いたしました。場所につきましては、〇〇から〇〇に向かって行きますと、〇〇に〇〇の入り口がございますが、その手前右側に〇〇〇〇さんが耕作しております。その奥になります。公募地目は山林になっていますが、整地されて秋まき小麦を蒔いておりました。周りは鹿対策をしておりました。後は書面のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	<p>質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。</p> <p>日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1からNO8について一括上程します。</p> <p>事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局 (上仙係長)	<p>議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ</p>

ったので、受理の可否について、議決を求める。平成28年11月29日提出、蘭越町農業委員長名。

その1、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成10年4月30日から平成20年4月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年11月7日、土地引渡の日は平成28年11月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その2、貸主は字〇〇〇番地、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年8月5日から平成27年8月4日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年11月21日、土地引渡の日は平成28年11月末日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成20年9月4日から平成30年9月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日は平成28年11月4日、通知年月日は平成28年11月14日、土地引渡の日は平成28年11月10日です。解約の理由は、経営規模を縮小するため、返還するものです。

その4、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成27年6月5日から平成30年5月7日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年11月17日、土地引渡の日は平成28年11月30日です。解約の理由は、離農するため、返還するものです。

その5、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成4年3月10日から平成14年3月9日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年11月18日、土地引渡の日は平成28年11月20日です。解約の理由は、離農するため、返還するものです。

その6、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年4月27日から平成32年4月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年

月日は平成28年11月18日、土地引渡の日は平成28年11月30日です。解約の理由は、離農するため、返還するものです。

その7、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成24年1月31日から平成33年12月31日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年11月17日、土地引渡の日は平成28年11月30日です。解約の理由は、離農するため、返還するものです。

その8、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成25年5月2日から平成31年5月1日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は平成28年11月21日、土地引渡の日は平成28年11月30日です。解約の理由は、離農するため、返還するものです。

議長

それでは、NO1からNO8について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

13番
(天水委員)

1番と2番ですが、事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇の方に向かって行く、〇〇の間に〇〇に行く道路がありまして、その途中にありまして、〇〇〇さんと〇〇〇さんの土地が隣接してあります。また、議案第3号に出てきますのでよろしくお願ひいたします。

15番
(岩間委員)

番号3番ですけれども、内容につきましては事務局の説明のとおりです。場所につきましては、〇〇の手前から〇〇に入りまして、〇〇の〇〇と合流する所をちょっと過ぎた所に〇〇〇さんの田んぼがありまして、その隣に3枚あります。その部分ですのでよろしくお願ひいたします。

3番
(向山委員)

番号4番から番号8番について、ご説明いたします。先程の事務局の説明のとおりでございます。場所につきましては、番号4番、〇〇から〇〇〇さんに向かいまして、〇〇〇さんの住宅の前から左に入る道路がございます。その道路から100mぐらい行った道路の左右に位置しております。

番号5番ですけれども、〇〇〇さんから〇〇〇さんの方に向か

う道路がありまして、100mぐらい進んだ左側に位置している土地です。

番号6番ですけれども、〇〇〇さんの住宅の周りに位置している土地でございます。

番号7番ですけれども、〇〇〇さんから300mぐらい行った山裾に、〇〇の〇〇〇さんの住宅の前にある土地です。

番号8番ですけれども、〇〇〇さんの自宅の周りの土地です。

いずれも、番号4番から番号8番まで4号議案に出てきますのでよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案ついて、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 本案については、原案のとおり受理することといたします。

日程第6、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。NO1からNO3について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び貸借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成28年11月29日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、譲受人は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m²です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、隣接する土地耕作者に譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利移転の日は、売買契約締結の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、譲受人の圃場の中にある土地の取得であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので貸付するものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成33年11月30日までの5年間です。

その3、貸主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、借主は字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、返還された農地を耕作できないので貸付するものです。成立する法律関係は、賃貸借、価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日から平成33年11月30日までの5年間です。別紙、調査書をご覧ください。

その2、その3の〇〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借主が経営する圃場に隣接する土地であり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその3については許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO3について、担当委員の補足説明をお願いします。

12番
(近藤委員)

1番の案件ですけれども、場所につきましては、〇〇を〇〇に向かって、〇〇の裏手、〇〇〇さんの自宅裏になります。水田の真ん中ということですのでよろしくお願いします。

13番
(天水委員)

2番と3番ですけれども、先程議案第2号で解約された土地です。後は事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議 長 これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員 ありません。

議 長 質疑なしと認めます。本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議 長 議案第3号につきましては、原案のとおり決定し、許可することといたします。

 日程第7 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO9について、一括上程します。

 事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局
(上仙係長) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成28年11月29日提出。蘭越町農業委員会会長名。

 その1、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年3月1日、対価の支払期限は平成29年2月末日です。価格は〇〇〇円、〇〇〇番〇〇が総額で〇〇〇円、〇〇〇番〇〇は10a当たり〇〇〇円です。譲渡理由は、返還された農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

 〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

 その2、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇

〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年3月1日、対価の支払期限は平成29年2月末日です。価格は〇〇〇〇円、〇〇〇番〇〇が10a当たり〇〇〇〇円、〇〇〇番〇〇が10a当たり〇〇〇〇円です。譲渡理由は、離農するため農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年3月1日、対価の支払期限は平成29年2月末日です。価格は〇〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇番〇〇が共済水張面積価格〇〇〇〇円、残りが共済水張面積価格〇〇〇〇円です。譲渡理由は、離農するため農地を譲渡するものです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年3月1日、対価の支払期限は平成29年2月末日です。価格は〇〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格〇〇〇〇円です。譲渡理由は、返還された農地を譲渡するものです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年4月1日、対価の支払期限は平成29年3月末日です。価格は〇〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇〇円です。譲渡理由は、返還さ

れた農地を耕作できないため譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

その3からその5の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんが経営する圃場に隣接する土地等であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成28年12月6日から平成29年12月5日までの1年間です。価格は、田が〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円で、畑が〇〇〇円10a当たりの価格は、〇〇〇円です。貸付理由は、契約期間が切れるので、更新して貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇番〇〇が〇〇〇円、〇〇〇番〇〇が〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、耕作できないので貸し付けするものです。

その8、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水

張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、耕作できないので貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

その7、その8の〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんが取得する土地に隣接する土地であり、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その9、利用権の設定等を受ける者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、字〇〇〇番地〇〇、〇〇〇さん、土地は字〇〇〇番〇〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は、平成29年1月1日から平成30年12月31日までの2年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で、〇〇〇番〇〇と〇〇〇番〇〇が〇〇〇円、残りが〇〇〇円です。貸付理由は、離農するため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその9については、適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO9について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

15番
(岩間委員)

番号1番ですけれども、〇〇〇さんと〇〇〇さんの件です。第2号議案で返還された土地ですので、よろしくお願いいたします。

3番
(向山委員)

番号2番、3番、4番、7番、8番、9番についてご説明いたします。番号2番ですけれども、〇〇〇さんの家の前にある細長い土地でございます。先程事務局の説明で、〇〇〇番〇〇が10a当たり〇〇〇円、〇〇〇番〇〇が10a当たり〇〇〇円とありましたけれども、〇〇〇番〇〇の方は基盤整備をされており良い土地でありますけれども、〇〇〇番〇〇の方は未整備の土地ですので、

土地の利用状況で値段に差がついたと聞いております。番号3番ですけれども、場所は、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇〇番〇〇が〇〇〇さんの裏、山裾まで行きますが200mぐらいに位置している土地です。この土地は被影になっていて場所もかなり悪く、未整備であります。そのため反当が〇〇〇円となっております。〇〇〇番〇〇は〇〇〇さんの真向かいにある整備された1枚5反の田んぼでございます。それが〇〇〇円となっております。

番号4番ですけれども、2号案件で出てきたところであります。反当は〇〇〇円ということでございます。

番号7番、これも2号案件のNO4に出てきた場所でございます。

番号8番、これも2号案件のNO6に出てきた〇〇〇さんの自宅周りの土地でございます。

最後の番号9番ですけれども、〇〇〇さんの自宅の周りの土地でございます。単価が違うのは先程も申し上げましたけれども、反当あたり〇〇〇円違いますけれども、基盤整備したところとそうでないところの利用状況の差でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

9番
(高山委員)

番号5番ですけれども、〇〇〇さんの自宅の周りでございます。よろしく願いいたします。

2番
(山田委員)

番号6番の件でございます。内容は事務局の説明のとおりです。場所は〇〇の右側にある土地です。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。NO1からNO9について、原案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

NO1からNO9につきましては、原案のとおり、決定し、その旨町に通知いたします。

日程第8 報告第1号農業経営基盤強化促進法に基づく登記の
嘱託について、事務局から報告願います。

事務局
(上仙係長)

平成28年5月6日公告及び平成28年10月5日公告の所有
権移転登記を記載のとおり、平成28年11月17日に完了しま
したので報告いたします。

議 長

日程第9 報告第2号平成28年度後志地方農業委員会連合会
視察研修について、参加者を代表いたしまして、近藤委員から報
告願います。

12番
(近藤委員)

私の方から報告いたします。10月31日(月)から11月1
日(火)に行ってきました。1日目は江別市にあります、ヤンマ
ーアグリジャパン北海道カンパニーに総勢44名が出席しており
ます。蘭越町からは会長、私と椿委員と親谷委員と局長と行って
まいりました。初日のヤンマーですけれども、ジョンディアのト
ラクターがありますけれども、これは輸入された部品をヤンマー
で組立て、全国に納品していきまして、組み立てているところを視
察しました。それと施設の中に、農機具を体験できる場所があ
り、その他に無料でいただける飲み物を提供する場所もございま
した。そこにコンバインやトラクターなどが展示してありまして、
値段を見てとても買えるような値段ではありませんが、これから
の規模拡大でこのような農機具も使っていくのかなと思って帰っ
てきました。次の日は札幌中央市場に行きまして、青果と魚介を
扱っているところを視察してきました。全国の市場で6割ほど赤
字経営なのですよ、その中で札幌市場はどうかかなというこ
とで質問をしてみたのですが、札幌市場も厳しいというような事
を言っておりまして、市場の自由化が手数料の自由化が10年程
前から始まっていますけれども、なかなか自由化が進まないと残
念な報告を聞いてきました。それが本州でも起きているというこ
とでした。中央市場の売り場から競りの方法、価格設定とか国の
法律に基づいて運営されているという説明を受けてまいりました。
これから高速道路が整備されれば、蘭越からの農産物もまだ
まだ交通網が整備されれば近くなるので、これから期待したいと
ころですが、経営状態を聞けば、札幌大都市といえども、170
万人ぐらいの人口、道内に何か所も市場はありますが、やっぱり
人口が少ないせいで経営が苦しいのかなというふうに感じてきま

した。

議長 大変細かく報告していただき、ありがとうございます。
その他の報告で事務局からありますか。

事務局 (伊藤局長) 日程だけ私の方から報告させていただきます。次回の12月の総会ですが、12月16日(金)に行いたいと思います。

議長 もう一点その他の報告ですけれども、私のほうから1点お願いがあります。ということはですね、先般、農業委員の検討会ということで、農業委員の増員について、皆さんにお諮りしたところ、3名の増員をしたほうがいいのではないかと、承っております。その中で、3点につきまして、まず宮谷内町長が在籍中に中井代理と局長と私と3人でお願いに上がりました。宮谷内町長は次の町長にくれぐれも言うておくと、伝えておくと承ってくれました。

宮谷内町長が退任するわけですので、新しく町長になられた、金町長にもぜひ要望書を提出しなければならないということで、11月24日に私と代理と局長と3人で要望に行ってまいりました。金町長は前町長から話は聞いておられましたが、改正法について、ある程度は理解していたが、細部までは理解していなく、これは最終的には議会の承認を得なければならないという前提がありまして、もう少し詳しく知りたいということでした。我々としたしましては、総会で合意された内容でありますので、何とかお願いしたいと思っています。皆さんのお手元にあります、内容で説明に伺いたいと思っていますが、皆さんにご覧いただいて、付け加えたほうがいいのではないかなというようなことがございましたら、ご意見をいただいて、補足していこうと考えておりますので、よろしくお願いします。では、局長のほうから説明いたします。

事務局 (伊藤局長) 1番ネックになっているのが、なぜ3名増員するのか分からないということでしたので、書いてみました。1番と2番は法改正の内容でございまして、農業委員の業務と農地利用最適化推進委員を置かなければならないということで、それぞれの業務内容を書かせていただきました。委員の業務については記載のとおりですし、農地利用最適化推進委員のほうには担当区域における担い手への農地利用の集積、集約、町側は今も最適化推進委員の業務

はやっていることではと、なると思うのですが、違うということを知っていただくために書かせていただきました。農地利用最適化推進委員は①と②に記載されていることを基準を満たせば、置かなくていいという公告がされますので、ただし、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととした農業委員会については、その最適化推進委員が担当する区域を農業委員が担当しなければならないということなので、3番に補足をしています。今のことを踏まえて蘭越町農業委員会としては、農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととして、各委員が担当区域で活動することを選択しましたということで、9月の内容をここに記載しました。①と②の最適化推進委員を置かない基準を満たすために、今後も、農家戸数が減る中で、遊休農地が増えないよう農地パトロールの強化とともに担い手に農地の集積を図らなければならないことと、農家戸数が減ってきているのになぜかという声もあることから、農家戸数は減ってきているが、農地は減らないし、耕作不便な農地は人目につかないところに存在していて、そういったところが遊休化していくということを理解していただければなど考えまして書きました。

委員の担当地域を、現在は10の区域に分かれています。地元でないところにもありますので、委員の担当地域を地元として、日ごろから農地の流動に目を配っていただきながら、利用集積の相談など親密に行うことによって、農地の流動化を進めて、農地の遊休を食い止めていくことができるのではないかと思います。書かせていただいております。現在は委員を10の区域に分け、主体委員と補佐委員を置いています。地元以外の農地の現況確認などとして困難性があると、それと従前については、総会に上程される案件に対して、委員さんの補足説明は事細かではなかったとおもうのですよ。農業委員会の見える化ということで、変わってまいりましたので、すべての案件に対して、各主体委員と補佐委員それぞれがですね、利用調整、現地確認の報告が求められておりますので、日常の相談活動、調査活動も広範囲に渡っていることと、最後に今回の法改正から利害関係のない者を委員に選任しなければならないことが必須となり、加えて性別に分け隔てなく、年齢についてもそうですので、女性や青年も選任するよう求められていることから、現在の活動を維持し今後継続させるために、新たな体制においては委員の増員が必要であるというふうに、簡単にまとめさせていただいております。

資料としてですね、平成14年度から平成27年度までの利用集積の状況を18条の解約からはじまりまして賃貸借、売買、すべての案件に対しまして、書かせていただいております、平成14年度においては、農地法と強化法を合せた数なのですが、70件しかなかったのです。ここ2～3年、ご承知のように100件以上の件数になっているというなかで、基盤整備が進む中で、大蔵省の土地もあって、件数も増えている状況ではあるのですが、賃貸借の割合も増えていますし、皆さんの業務量というのは、増えているということ、町のほうにも理解していただいて、今回の3名増員を実現していただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。12月に条例改正をしなければいけないことで、この先の6か月間の予定については、資料を提出いたしまして、一定程度理解していただいたというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

議長

町長のところに行く前に、再度皆さんに見ていただいて、何とか議会に通るようなことをやっていきたいと思っておりますので、このままで良ければいいのですけれども、何か書き加えた方がいいのではないかと皆様のほうでありましたら、お受けしたいと思っておりますけれども。

15番
(岩間委員)

今、農業委員会が3名増員を要望している1番の目的は、農地の遊休化に目を光らせるのが1番の目的だと思うが、改正法の中で利害関係のない者を入れなさいとなっているが、我々農家やっている人でも、地区を外れると遊休農地がどこにあるのか、そういった大変な作業しなければいけないのに、商工会だとか元農協職員だとか、遊休農地を見つけ出す能力、大変だと思うのさ。この文章で言っていることと改正法の中身と整合性がない感じがするのだけど。だからその辺が遊休化を防ぐための要望をしてもさ。改正法に添った内容にしてもいいのかなと。

議長

たしかに、そのことも重要だけど、前の総会で3名増員しますと言った時の話し合いの中で、14人でやってきたわけだけど、農地は減らないわけですよ、その中で各地域に農業委員さんを張り付けして仕事をしていただいているのですが、どんどん広域化されて、農業者自体が端から端まで農地を持っているとかそういうことになってくると、今後我々がそっくりそのまま行けばいい

いけれども、やはりそういうことにならないでしょと。まして女性も入れなさい、利害関係のない者も入れなさいとか、若手も入れなさいとか、そういう状況になってくると、農地の確認とかできなくなってくるのではないかと、であるならば、農業委員を3名増やして担当区域に3名なら3名の体制で張り付けていくと、きちんとした農地の把握ができるということも含めてやっていかないと、今の状態なら、例えば昆布の現地確認をするとき、蘭越の委員さんが行ったり、大谷の委員さんが行ったりとか、仕事の量がどんどん増えていくそういうことも含めて考えた場合に、公募者の中身を見たときに、果たして人数が多くてもそれができると、今のままでも大変な状況で、私に言わせたら、今の農業委員さんは議員より大変だぞと、私は言いたいです。そういうことも含めて考えた場合に、3名の増員というのは、ここに色々と書かれている部分も含めて、増員して、増員しても出てくる人がいるかないかという議論もありますが、やはり農地を守っていくために、そういうこともやって行かないと、ただ増員するというだけではなく、こういった部分も主張していかないと。ただ単に農業委員の報酬を上げてと言っても、そんな簡単にはいかない。報酬審議会も皆さんかかわることだけど、議会はあげてもらいましたが、なかなか大変だということも含めて考えたときに、やはり増員していただいたほうが、やはり農地の番人としての役割というかね。皆さんは農家やりながら、現地確認などやっているのだから、そういうことを考えた場合に、元は20何人いたのが、今はかなり減ってきている状況であるので、推進委員を置かない場合は37名まで置けると、そんなには置けませんけれども、そのところも含めて三名程度、前回の総会で協議した結果が三名程度ということなので、お願いして何とか議会を通していただきたいと思っています。

3番
(向山委員)

全体のバランスは考えないのかね。例えば10人偏って出て来たって、担当地区がぜんぜんわからない人が行っても大変なもの。そのあたりがどうなるか分からないし。

12番
(近藤委員)

広範囲でやっているところは3人体制から一人増やすとかしないと、俺らのところは昔から知っているからやれるけれども、区域割というか。ここで3人増えても、さっき言っている商工会から出てきても、訳わからないし。

事務局
(伊藤局長)

少なくとも、今10の区域になっていますよね、昆布は1人じゃないですか。そこに地元の人が入れるように。例えば、中井代理のところは、共栄、初田、港、御成のほかに、岩間さんのほうに行ってもらっていますよね、そうじゃなくて、昆布のほうに2人と蘭越から1人とか、そういう風に、今広範囲になっているのを狭められるような選出の方法、今10地区になっていますから、複数で推薦を上げてもらえるようなことを模索してはどうかと考えるのですよ。その他に利害関係のない者を入れなければならないので、この10地区においては、複数選出できるような、地区からの推薦、指名はできませんけれども、選出ということを模索していただければと思います。

議長

地域のつながりの中で、推薦するしかないのでは。認定農業者が過半数、これは絶対条件ですし、女性入れなさいというのは、利害関係のない人でもいいですし、農家の女性でもいいですし、今まで通り推薦してもらえればいいと思います。

3番
(向山委員)

ある程度割り振りしないと。一回やれば足跡できるから。

7番
(親谷委員)

総会で、ある程度枠組みはしないのかい。

事務局
(伊藤局長)

推進委員を置かないので、農業委員が担当する区域を決めなければならないです。今のをベースにした場合、岩間委員にはご苦労願って、目名から港のほうに広範囲になっていて、そういう部分を無くせるように目名の方でもう一人ぐらい出したほうがいいのではないかとか。

議長

1月に募集をかけて、公表していかなければならないので、そういうことから言って、その振興会なり、連合会で選出方法をやってきた経過もあるだろうし、現農業委員さんがその場所に入って行って、何とかあげてくれと、まずはそこしかないのではないか。

事務局
(伊藤局長)

区域を決めなければいけないので、今のをベースにしてもいいですし、これを崩してでもいいので、今ある10の区域を12に

して、そこに入れようとか、14にするとか15にするとか、もっと細分化するとか。

5番
(中井委員)

それを今度の総会で決めれば、正月とか話できるのだけど。

1番
(椿委員)

今の担当区域はどうなっていました。

事務局
(伊藤局長)

昆布方面全域で主体委員が近藤委員、補佐に山田委員、小川委員。蘭越、豊国で主体委員が山田委員、補佐に近藤委員、椿委員。富岡、栄で主体委員が椿委員、補佐に向山委員、天水委員。大谷、淀川、水上で主体委員が福村会長、補佐に小川委員、天水委員。吉国、三和1で主体委員が向山委員、補佐で高山委員、親谷委員。上里、三和2、三和3で主体委員が高山委員、補佐で親谷委員、向山委員。名駒、清水、鮎川、冷水で主体委員が岩間委員、補佐で中井委員、柳谷委員。共栄、御成、初田、港で主体委員が中井委員、補佐で柳谷委員、岩間委員。相生、目名、賀老、三笠で主体委員が西元委員、補佐で安田委員、福村会長。田下、貝川、讃岐、上目名で主体委員が安田委員、補佐で西元委員、岩間委員となっています。

岩間委員が地区外の目名方面に入っている、会長もそうですね。それから、御成、共栄、初田、港に岩間さん、名駒、トンカラ、清水に共栄から二人入ってもらっています。中井さんと柳谷さん。それから地区外で言えば、昆布地区に山田さんと小川さんが入っていて、同じく蘭越のところに近藤さんと椿さん、富岡、栄に向山さんと天水さんが入ってもらっているということで、この辺がちよっと入り組んでいるのですが、例えば中井さんの共栄、御成、初田、港を二つに分けて、一人ずつ持ってもらおうようでしたら、良いのかなと。昆布のほうは、確かに農家さんは少ないけれども、範囲が広いから二つに分けて、もう一人はいつてもらったほうが良いのかな。そんな風に考えながら、お互い補佐してもらいながら、補佐するのも3つや4つ補佐するのではなくて、1つぐらいの地区で終わるように考えていって、自分たちの担当する面積を今よりも狭めるように考えてはいかがなのかなと、私は思うのですが。

7 番
(親谷委員)

町長にここの地区がこうだから増やしてくださいという、根拠を示さなければだめだと思う。

事務局
(伊藤局長)

今私が申し上げたことを文字にしていいますか。

1 4 番
(小川委員)

ここが足りない、あそこが足りないと言えば根拠になるからね。

議 長

今、親谷さんが言うとおりの、委員さんは各地域、重複してやっているのだから、3人増員お願いしますと言ってきているさ。

事務局
(伊藤局長)

親谷委員から言われたことをわかりやすく、まとめたいと思います。

議 長

その他に、他の町村はどうなっているかと聞かれましたので、局長に調べてもらいたいと思います。

事務局
(伊藤局長)

それはありますよ。倶知安と喜茂別と留寿都は維持でその他は増員なのです。その資料はもう渡しました。

議 長

共和は新体制になっていますので、6名だったね。

事務局
(伊藤局長)

6名です。元々は16地区に分かれていたので、各地区から1名ずつ出してもらおうということを前提で増やしています。

議 長

区域が今は10区域だけど、局長から言われたように11になるのか12になるのか、その辺も検討しながら。

局長のほうから、提案があります。

事務局
(伊藤局長)

昆布方面2名、蘭越、豊国方面で1名、富岡、栄方面で1名、大谷、淀川、水上で2名、上里、吉国、三和で3名、名駒、トンカラ、清水、鮎川、冷水で2名、共栄、御成、初田、港で2名、目名方面全体で3名、これで16人になるのですよ。主体委員はもちろんです、補佐をつけますので年齢のバランスなどを考えて、主体になる方、補佐になる方をこの中で組み合わせながら、やっていけばいかなものかと考えます。そして、利害関係のな

い者をどこかの補佐に入ってもらおうということで、合計の17名、基本的に農業者さん16名、利害関係のない者1名ということでの合計17名でやりたいということでの、3名増員ということをや請してはいかがかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長

どうですか。
よろしいですか。

全委員

はい。

議 長

それでは、そういう方向でいきますので、12月19日の定例会で提案していただきまして、議会を通して行きたいと思います。

その他の報告を、事務局から説明をお願いします。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第29回農業委員会総会を終了いたします。

午後 3 時50分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩